

福岡県公報

平成18年12月4日
第2615号

目次

告示(第2382号—第2399号)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ……………	1
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事 前届出 (漁政課) ……………	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ……………	2
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ……………	2
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ……………	2
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	3
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	4
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	4
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	5
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	5
○県営土地改良事業の変更決定 (農地計画課) ……………	5
○土地改良区の解散 (農地計画課) ……………	6
○土地改良事業の協議の適否決定 (農地計画課) ……………	6
○土地改良区の設立許可申請の適否決定 (農地計画課) ……………	6

公 告

○都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) ……………	6
○都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) ……………	7
○都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) ……………	8
○都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) ……………	9

告 示

福岡県告示第2382号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社九州エコ運輸

(2) 所在地

福岡市中央区那の津五丁目1番9号

(3) 代表者

代表取締役 植田 壮二

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成18年10月27日

4 処分の理由

法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当する者が事業者の役員に就任したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第2383号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成18年12月4日から同年12月18日までの間縦覧に供する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする 漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
柳川市佃町1865-3 柳川市下宮永町1067-5 柳川市佃町724	甲斐田 親 志 山 田 正 一 堤 安 廣	東宮永	柳川漁業協同組合

福岡県告示第2384号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 大谷二丁目
- 2 区域の所在地 北九州市八幡東区大谷二丁目、西丸山町
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号を市道大蔵大谷線官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

市	区	大 字	地 番	標柱番号
		西丸山町	812番5	1号
			812番19	2号

北九州市	八幡東区		812番1	3号
		大谷二丁目	819番1	4号及び5号
			815番2	6号

福岡県告示第2385号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年12月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
大牟田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した大牟田都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大牟田市都市計画・公園課
高田町建設課

福岡県告示第2386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年12月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都

市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
大牟田都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
大牟田市大字岩本字中牟田、字宮ノ前、字天神免、字高田、字道添、字宮左右及び字兎田の各一部並びに大字白銀字大桁の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大牟田市都市計画・公園課
高田町建設課

福岡県告示第2387号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年12月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
大牟田都市計画道路3・3・6号昭和開岩本線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
大牟田市大字岩本字天神免の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大牟田市都市計画・公園課

高田町建設課

福岡県告示第2388号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大川市大字一木字後新開577番1から577番6まで、字畑田592番1、593番1、594番1、595番1及び595番4並びに字六反分609番1、610番1、611番1、612番11及び619番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
三潯郡大木町大字高橋518番
株式会社アスタラビスタ 代表取締役 猪口 芳範

福岡県告示第2389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	直方北九州線	前	遠賀郡遠賀町大字島津3216番4先から同郡同町大字島津3168番2先まで	3.0 ～ 17.5	210.4

	自転車道	後	遠賀郡遠賀町大字島津908番8先から 同郡同町大字島津3168番2先まで	3.0 ～ 17.5	355.3
--	------	---	---	------------------	-------

福岡県告示第2390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川 県 道	柳 川 線 城 島	柳 川 線	前	大川市大字坂井721番1先から 同市大字坂井721番4先まで	3.5 ～ 3.6	54.0
			前	同上	3.5 ～ 5.8	87.0
			後	大川市大字坂井723番4先から 同市大字坂井729番1先まで	3.0 ～ 3.6	72.0
			後	同上	3.6 ～ 7.5	88.0

福岡県告示第2351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成18年12月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳 川	柳 川 線 城 島	大川市大字坂井723番4先から 同市大字坂井729番1先まで

福岡県告示第2392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	200号線	前	朝倉郡筑前町二79番1先から 同郡同町二146番7先まで	10.2 ～ 48.7	302.3
			後	同上	10.2 ～ 48.7	302.3

福岡県告示第2393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	200号線	朝倉郡筑前町二132番5先から 同郡同町二146番19先まで
朝倉	386号線	朝倉市古賀123番1先から 同市古賀124番3先まで

福岡県告示第2394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	386号線	前	朝倉市大庭65番1先から 同市大庭495番4先まで	10.5 ～ 21.0	200.0
			後	同上	10.5 ～ 21.0	
			後	同上	12.0 ～ 53.0	
朝倉	県道	塔ノ瀬 十文字線	前	朝倉市佐田5234番先から 同市佐田5294番3先まで	4.5 ～ 6.0	227.0

		小 郡				12.0 ～ 35.5	225.0
		後	同上				

福岡県告示第2395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号線	朝倉市大庭65番1先から 同市大庭495番4先まで
朝倉	塔ノ瀬 十文字線 小 郡	朝倉市佐田5234番先から 同市佐田5294番3先まで

福岡県告示第2396号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営鬼ヶ口地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成18年12月4日から 平成19年1月5日まで	宮若市役所

福岡県告示第2397号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第2号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散命令年月日
遠賀村南部土地改良区	平成18年11月22日

福岡県告示第2398号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成18年11月16日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
久留米市	農業用排水施設整備事業 (荒木地区)	土地改良事業計画書の写し	平成18年12月4日から 平成19年1月5日まで	久留米市役所

福岡県告示第2399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成18年11月22日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
川崎町木城土地改良区	土地改良事業計画書の写し・定款の写し	平成18年12月4日から 平成19年1月5日まで	川崎町役場

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類
北野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 日時
平成19年1月12日 午後7時から9時まで
 - (2) 場所
職員会館・メルクス 3階ホール（久留米市中央町21-16）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
 - (1) 都市計画の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
 - ア 都市計画の目標
 - (ア) 都市づくりの基本理念
 - (イ) 各種の社会的課題への対応
 - イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - (ア) 区域区分の決定の有無
 - ウ 主要な都市計画の決定等の方針
 - (ア) 土地利用に関する方針

(イ) 都市施設の整備に関する方針

(2) 閲覧

同案については、平成18年12月4日から同月18日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び久留米市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年12月18日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

大刀洗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成19年1月11日 午後7時から9時まで

(2) 場所

大刀洗町中央公民館 2階大ホール（三井郡大刀洗町大字富多819番）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

イ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 都市施設の整備に関する方針

(2) 閲覧

同案については、平成18年12月4日から同月18日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大刀洗町建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年12月18日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

久留米都市計画道路3・3・4号東櫛原山川線、3・3・6号東合川野伏間線、3・3・7号東合川下弓削線及び3・3・38号東合川赤川線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年12月26日 午後7時から9時まで

(2) 場所

久留米市地域職業訓練センター（久留米市東合川5丁目9番10号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・3・4号東櫛原山川線	起点 久留米市東櫛原町字太田 終点 久留米市山川追分二丁目 主な経過地 久留米市東合川二丁目	約4,860メートル

3・3・6号東合川野伏間線	起点 久留米市東合川二丁目 終点 久留米市野伏間一丁目 主な経過地 久留米市御井旗崎一丁目	約6,540メートル
3・3・7号東合川下弓削線	起点 久留米市東合川一丁目 終点 久留米市東合川八丁目 主な経過地 久留米市東合川干出町	約360メートル
3・3・38号東合川赤川線	起点 久留米市東合川二丁目 終点 小郡市赤川 主な経過地 久留米市宮ノ陣三丁目	約3,220メートル

(2) 閲覧

同案については、平成18年12月4日から同月18日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び久留米市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年12月18日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることもある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多

区東公園7番7号 電話092-643-3711) に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年12月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称
久留米都市計画道路3・3・38号東合川赤川線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年12月25日 午後7時から9時まで

(2) 場所

小郡市役所 北別館2階大会議室（小郡市小郡255-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・3・38号東合川赤川線	起点 久留米市東合川二丁目 終点 小郡市赤川 主な経過地 久留米市宮ノ陣三丁目	約3,220メートル

(2) 閲覧

同案については、平成18年12月4日から同月18日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年12月18日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申

出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
チユルエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)